

第38回全国健康福祉祭埼玉大会

第2回ねんりんピック
彩の国さいたま2026
桶川市運営委員会

日時：令和8年1月23日（金）14時00分～

場所：桶川市役所5階 全員協議会室



桶川市マスコットキャラクター 「オケちゃん」

 第38回全国健康福祉祭埼玉大会

ねんりんピック
彩の国さいたま2026

咲き誇れ! 長寿と笑顔 彩の国

令和8年11月7日(土)～10日(火)

第2回ねんりんピック彩の国さいたま2026 桶川市運営委員会目次

【報告事項】

- 1 第37回全国健康福祉祭ぎふ大会
ねんりんピック岐阜2025視察報告について・・・・・・・・・・ 2
- 2 市制施行55周年
ねんりんピック彩の国さいたま2026
インディアカリハーサル大会実績報告について・・・・・・・・・・ 3

【議 事】

- 1 第1号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市式典等実施計画・・・・・・・・・・ 4
- 2 第2号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市健康づくり教室実施計画・・・・・・・・・・ 5
- 3 第3号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市おもてなし・観光PR実施計画・・・・・・・・・・ 6
- 4 第4号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市警備防災実施計画・・・・・・・・・・ 7
- 5 第5号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市医療救護実施計画・・・・・・・・・・ 9
- 6 第6号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市ボランティア募集要項・・・・・・・・・・ 11
- 7 第7号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市協賛取扱要項・・・・・・・・・・ 13
- 8 第8号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市売店等設置要項・・・・・・・・・・ 19

第2回ねんりんピック彩の国さいたま2026 桶川市運営委員会次第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ 桶川市健康推進部 部長 稲垣 裕司
- 3 事務局報告
 - 報告事項1 第37回全国健康福祉祭ぎふ大会
ねんりんピック岐阜2025視察報告について
 - 報告事項2 市制施行55周年ねんりんピック彩の国さいたま2026
インディアカリハーサル大会実績報告書について
- 4 議事
 - 第1号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市式典等実施計画について
 - 第2号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市健康づくり教室実施計画について
 - 第3号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市おもてなし・観光PR実施計画について
 - 第4号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市警備防災実施計画について
 - 第5号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市医療救護実施計画について
 - 第6号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市ボランティア募集要項について
 - 第7号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市協賛取扱要項について
 - 第8号議案 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市売店等設置要項について
- 5 閉会

【報告事項1】

第37回全国健康福祉祭ぎふ大会 ねんりんピック岐阜2025視察報告について

本市開催種目であるインディアカ交流大会開催に向けて、次のとおり第37回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜2025）の視察を実施した。

- 1 視察期間 令和7年10月17日（金）～10月20日（月）
- 2 視察員 ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市実行委員会事務局
- 3 視察場所
 - （1）総合開会式・健康フェア・岐阜市健康づくり教室
会場：岐阜メモリアルセンター長良川競技場
 - （2）監督会議・開始式
会場：プリニーの市民会館【各務原市民会館】
 - （3）インディアカ交流大会・表彰式
会場：プリニーの総合体育館【各務原市総合体育館】
 - （4）ターゲット・バード・ゴルフ交流大会
会場：各務原市総合運動公園
- 4 視察内容 別紙参照

【報告事項2】

市制施行55周年ねんりんピック彩の国さいたま2026 インディアカリハーサル大会実績報告について

ねんりんピック彩の国さいたま2026本大会の周知や運営体制の習熟につなげるため、競技主管団体と協力してリハーサル大会を次のとおり開催した。

1 大会概要

- (1)大会名 市制施行55周年
ねんりんピック彩の国さいたま2026
インディアカリハーサル大会
- (2)主催 桶川市
ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会
- (3)主管 埼玉県インディアカ協会
- (4)日程 令和7年11月2日(日) 10時～15時
- (5)会場 桶川サン・アリーナ
- (6)参加チーム 女子5チーム 男女混合5チーム

2 実施内容 別紙参照

【第1号議案】

ねんりんピック彩の国さいたま2026 桶川市式典等実施計画

1 目的

ねんりんピック彩の国さいたま2026インディアカ交流大会の開始式、表彰式及び終了式に関する必要な事項を定める。

2 開始式

(1) 概要

日 時：令和8年11月7日（土） 16：15～17：45

場 所：桶川サン・アリーナ

参加予定人数：666人（選手要請数）

(2) 実施内容

- ① 歓迎アトラクション実施（予定）
- ② 開式通告・開始宣言
- ③ 国歌斉唱
- ④ 大会会長あいさつ
- ⑤ 歓迎のことば
- ⑥ 来賓紹介
- ⑦ 選手宣誓
- ⑧ 特別表彰（最高齢者賞、高齢者賞、桶川市特別賞）
- ⑨ 閉式通告

3 表彰式及び終了式

(1) 概要

日 時：令和8年11月9日（月） 15：30～16：00

場 所：桶川サン・アリーナ

表彰対象：男女混合・女子の優勝、準優勝、第3位、優秀賞

(2) 実施内容

- ① 開式通告
- ② 成績発表
- ③ 表彰
- ④ 大会会長あいさつ
- ⑤ 終了宣言・閉式通告

4 その他

天候、選手輸送計画、競技の進行状況等により、時間及び内容を変更する場合があります。

【第2号議案】

ねんりんピック彩の国さいたま2026 桶川市健康づくり教室実施計画

1 目的

桶川市で開催されるインディアカ交流大会（以下「大会」という。）会場で健康づくり教室を実施することにより、選手、監督、大会関係者及び一般観覧者に健康管理や健康づくりの大切さを普及啓発することで、健康長寿を実感するとともに健康寿命の延伸につなげることを目的とする。

2 実施方法

ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会は、関係機関・関係団体等と連携を図り、健康づくり教室を円滑に運営できるよう本事業を実施する。

3 実施日時

令和8年11月8日（日）10時00分～15時00分

令和8年11月9日（月）10時00分～15時00分

4 実施場所

競技会場（桶川サン・アリーナ）

5 実施内容

（1）健康測定器具を用いた測定

血圧測定器、血管年齢測定器等による測定を実施する。

（2）保健師による健康相談

測定結果の説明と健康相談を実施する。

（3）パンフレット配布

生活改善等に関するパンフレットを配布する。

（4）協賛企業等によるブース出展

包括連携協定を締結している企業等と連携し、健康増進に関する取り組みを実施する。

【第3号議案】

ねんりんピック彩の国さいたま2026 桶川市おもてなし・観光PR実施計画

1 目的

ねんりんピック彩の国さいたま2026の開催に伴い、桶川市を訪れる選手、監督、大会関係者及び一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、桶川市の観光・文化・特産品等を広くPRすることで、再訪のきっかけをつくることを目的とする。

2 実施方法

関係機関・関係団体等と連携を図り、おもてなし関連事業を円滑に運営できるように本計画を実施する。

3 実施場所

競技会場（桶川サン・アリーナ）を中心とした地域

4 実施内容

（1）会場装飾

- ① 各種看板やのぼり旗等による歓迎装飾
- ② 市内小中学生が作成した参加選手団への応援のぼり旗の設置

（2）ドリンクの提供

選手、監督へのドリンクの無料提供

（3）参加記念品等の贈呈

選手、監督への記念品等の贈呈

（4）観光PR

- ① 観光PRブースの設置（観光パンフレット等の配布）
- ② 交流大会会場での物産販売

【第4号議案】

ねんりんピック彩の国さいたま2026 桶川市警備防災実施計画

1 目的

桶川市で開催されるインディアカ交流大会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員その他大会関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の安全の確保に万全を期するとともに、円滑な大会運営を図るため、警備・防災対策について必要な事項を定める。

2 実施方法

大会等における警備・防災業務は、ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）及びねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が、相互に連絡調整を行い、関係機関・関係団体等の協力を得て実施する。

3 警備防災本部

市実行委員会は、警備・防災業務を統括するための市警備防災本部（以下「市本部」という。）を設置するとともに、県実行委員会が定める「ねんりんピック彩の国さいたま2026警備防災要綱」に沿って、次の業務を担う。

（1）事前の警備防災

- ① 交流大会会場等の警備防災実施体制の整備
- ② 所轄消防署や所轄警察署等との連絡調整
- ③ その他必要な警備防災業務

（2）大会開催期間中の警備防災の統括

- ① 交流大会会場等の警備防災の対策
- ② 災害発生時の応急処置、連絡調整及び対策
- ③ 県実行委員会が設置する警備防災本部（以下「県本部」）に対する通報連絡
- ④ 関係機関との連絡調整
- ⑤ その他必要な火災予防及び事故防止のための業務

4 災害等への対応

（1）安全対策

- ① 災害等発生時の警備防災マニュアルを作成する。
- ② 警備防災マニュアルに従い、それぞれの活動体制を確立し、迅速かつ

的確な避難誘導や応急処置を行うなど、大会参加者等の安全を確保するとともに、関係機関と連絡調整を図り、適切な対策を講じる。

(2) 災害等の通報・連絡

市本部は火災その他の災害、事故等の発生を発見した場合及び通報を受けた場合には、直ちに応急処置を講ずるとともに、県本部及び関係機関に通報、連絡する。

【第5号議案】

ねんりんピック彩の国さいたま2026 桶川市医療救護実施計画

1 目的

桶川市で開催されるインディアカ交流大会（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員その他大会関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の、医療救護に万全を期するため、医療救護体制を確立する。

2 実施方法

大会等における医療救護業務は、ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）及びねんりんピック彩の国さいたま2026実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が、相互に連絡調整を行い、関係機関・団体等の協力を得て行う。

3 救護本部及び救護所の設置

（1）救護本部の設置

市実行委員会は、医療救護業務を統括するため救護本部を設置する。

（2）救護所の設置

市実行委員会は、大会参加者等の医療救護を行うため、原則として大会会場に県実行委員会が定める救護所設置基準に沿って救護所を設置する。

（3）救護本部の人員体制

救護所の人員体制は、原則として医師、看護従事者（看護師資格等を有する者）等と救護係員で構成する。

（4）その他

医師の滞在が困難である場合には、柔道整復師を医療救護担当者として配置し、応急手当及び外傷等への初期対応を行うことを可能とする。

ただし、医療行為が必要と判断される場合には、速やかに医療機関へ搬送又は医師の指示を仰ぐものとする。

4 実施内容

（1）大会等会場における医療救護

市実行委員会は、傷病者の対応について、原則として応急処置のみを行い、必要に応じて傷病者に医療機関を紹介又は消防機関に救急搬送を要請する。

（2）感染症患者（類似症患者を含む）への対応

市実行委員会は、大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、国、埼玉県

- (保健所を含む) 及び県実行委員会の指導等により適切に対応する。
- (3) 医療品等の配置
市実行委員会は、救護所に医薬品、医療器具、備品等を配置する。
- (4) 傷害保険・賠償責任保険への加入
市実行委員会は、看護に従事する者等のため、傷害保険・賠償責任保険に加入する。
- (5) 経費の負担
救護本部及び救護所の設置・運営に要する経費は、市実行委員会が負担する。ただし、救護所を除く場所での治療等にかかる費用は、全て傷病者の負担とする。

【第6号議案】

ねんりんピック彩の国さいたま2026 桶川市ボランティア募集要項

1 目的

この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま2026インディアカ交流大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、より多くの市民が大会に携わり、全国からの大会参加選手や来訪者等をおもてなしの心で温かく歓迎するとともに、大会の円滑な運営を図るため、ボランティアの募集について必要な事項を定める。

2 募集主体

ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

3 募集内容

(1) 募集人数

30人程度

※募集状況等により実行委員会が必要と認めた場合は、上記の人数を変更することができる。

(2) 活動期間

令和8年11月7日（土）～令和8年11月9日（月）

(3) 活動場所

実行委員会が指定する場所

(4) 活動内容

募集するボランティア活動の内容は、次のとおりとする。

区分	内容
受付・会場案内	来場者受付、会場案内 等
おもてなし	無料ドリンクコーナーでのドリンク提供、 弁当引換所での弁当配布及び空き箱の回収 等
環境美化	会場内外の清掃美化 等

(5) 募集期間

令和8年4月1日（水）～令和8年8月31日（月）まで

※必要人数に達した場合は募集を締め切る場合がある。

また、必要人数に満たない場合は募集を延長する場合がある。

(6) 応募資格

- ① 市内に在住、在勤又は在学する中学生以上の方
- ② 11月7日(土)、11月8日(日)、11月9日(月)から複数日に従事できる方を優先する。
- ③ 中学生及び高校生は、原則として、11月7日(土)、11月8日(日)の参加を可能とする。
- ④ 応募時点で18歳未満の方、又は高校生は、保護者の同意を必要とする。

(7) 応募方法

ボランティア登録申込書に必要事項を記入の上、実行委員会まで持参、郵送、FAX、Eメール等により応募する。

(8) 個人情報の取扱い

応募に係る個人情報は、実行委員会が大会運営に必要な場合のみ活用し、その他の目的には使用しない。

なお、実行委員会は、採否に関係なくボランティア登録申込書を返却しないものとする。

(9) その他

- ① 説明会への参加及びボランティア活動にかかる報酬は無償とする。
- ② 説明会会場及び活動場所までの交通費は自己負担とする。
- ③ ボランティア活動用の被服及び昼食(活動時間による)については実行委員会が用意する。
- ④ 実行委員会にてボランティア活動保険に加入する。
また、ボランティア活動中の事故等については、保険の適応範囲内において対応する。

4 その他

(1) 登録及び取消

実行委員会は、募集要件を満たした応募者をボランティア登録する。

なお、実行委員会は、ボランティア登録者が大会のイメージを損なう行為等を行った場合は、登録を取り消すことができる。

(2) 活動日時等の決定

活動日時等については、希望調査の結果を基に、実行委員会が決定する。

(3) 説明会への出席

原則として登録者は、実行委員会が開催する大会前の説明会に出席すること。

附 則

この要項は、議決日から施行する。

【第7号議案】

ねんりんピック彩の国さいたま2026 桶川市協賛取扱要項

1 目的

この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま2026インディアカ交流大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

この要項において「協賛」とは、大会の趣旨に賛同する企業、各種団体等（以下「協賛者」という。）が、ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う啓発及び歓迎装飾に係る物品、その他大会の運営に要する用具や実行委員会が必要とする物品等（以下「協賛物品」という。）について、提供又は貸与することをいう。

ただし、資金による協賛の申出があったときは、その資金は協賛物品を購入するための予算に充当し、受け入れるものとする。

3 協賛の手続き

- (1) 協賛は、実行委員会において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を発行する。
- (4) 協賛物品の搬入、据付、撤去等に要する費用は、協賛者の負担とする。
- (5) 資金による協賛は、協賛者に対し、口座振込依頼書（様式第3号）により実行委員会が指定する口座への振込を依頼する。なお、振込手数料は協賛者の負担とする。
- (6) 実行委員会は、協賛金を拠出した協賛者に対し、協賛金領収書（様式第4号）を発行する。

4 協賛として受け入れられないもの

実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。

- (3) 政治活動、宗教活動に係るものと認められるもの。
- (4) 個人の氏名を宣伝する恐れがあると認められるもの。
- (5) その他、実行委員会において不適切と認めるもの。

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。
ただし、協賛物品に直接表示することが不適當な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛者への謝意

協賛の提供を受けたときは、協賛者に対し礼状等により感謝の意を表すとともに、必要に応じてホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水）

ただし、受入れ状況に応じて、受入期間を延長することができるものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要項は、議決日から施行する。

ねりんピック彩の国さいたま2026
 桶川市実行委員会
 会長 小野 克典

住所又は所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者の職・氏名 _____

担当者所属・氏名 _____

連絡先 電話番号 _____

FAX番号 _____

E-MAIL _____

協賛申込書

ねりんピック彩の国さいたま2026インディアカ交流大会の開催趣旨に賛
 同し、協賛として、下記のとおり申し込みます。

記

- 協賛・寄付金 _____ 円
- 協賛・寄付物品

品名等	
仕様（規格、内容等）	
数量及び単価	
総額（相当額）	円
協賛方法	提供 ・ 貸与
引渡し年月日	

- 協賛・寄付の周知の希望 _____ プログラム等への掲載
 希望する・希望しない（いずれかに○をつけてください）

様式第2号

協賛受領書

協賛・寄付金 _____円

協賛・寄付物品

品名等	
仕様（規格、内容等）	
数量及び単価	
総額（相当額）	円
協賛方法	提供 ・ 貸与
引渡し年月日	

ねんりんピック彩の国さいたま2026インディアカ交流大会の開催趣旨にご賛同いただき、上記の協賛を受領したことを証明します。

住所又は所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者の職・氏名 _____ 様

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市実行委員会
会長 小野 克典

様式第3号

年 月 日

様

ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市実行委員会
会長 小野 克典

口座振込依頼書

ねんりんピック彩の国さいたま2026 インディアカ交流大会に御協賛いただきありがとうございます。

つきましては、お申し込みいただいた協賛金を下記の口座にお振り込みいただきますようお願いいたします。

記

振込口座

銀行名	
支店名	
種別	
口座番号	
口座名義人	

※大変恐れ入りますが、振込手数料につきましては、ご負担をお願いいたします。

様式第4号

年 月 日

様

協賛金領収書

金 _____ 円

上記金額をねんりんピック彩の国さいたま2026インディアカ交流大会の協賛金として領収しました。

ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市実行委員会
会長 小野 克典

【第8号議案】

ねんりんピック彩の国さいたま2026 桶川市売店等設置要項

1 目的

この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店等の設置に関して必要な事項を定める。

2 売店等設置場所

売店等を設置する場所、設置日、開設時間及び店舗数（上限）は、原則として次のとおりとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

会場	設置日	開設時間	店舗数
桶川サン・アリーナ	令和8年11月8日（日）	10:00～15:00	5※
	令和8年11月9日（月）		

※屋内3店舗、屋外（キッチンカー）2店舗

3 出店者の負担

売店等の出店料は無料とする。

ただし、運営に要する経費、実行委員会が用意する備品以外で必要となるものに係る経費は、出店者が負担する。

実行委員会が用意する備品等については、「4 売店等の規模、備品」に定める。

4 売店等の規模、備品

売店等の店舗数、出店位置は実行委員会が決定し、出店規模は原則として、1店舗あたり屋内約5㎡、屋外約20㎡とする。

ただし、会場、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを調整することができる。

なお、実行委員会において次の備品等を用意する。

備品名	規格	数量（最大）
長机	450 mm×1,800 mm	4台
椅子	パイプ椅子	4脚

※貸出し数については出店者と協議のうえ決定する。

※備品の貸出しは屋内のみとする。

5 出店の申請及び選定

(1) 出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付したうえで、「売店等出店申請書」(様式第1号)を実行委員会に提出するものとする。

- ① 出店概要書(様式第2号)
- ② 売店従事者及び搬入搬出車両等予定表(様式第3号)
- ③ 誓約書兼承諾書(様式第4号)
- ④ その他、実行委員会が必要に応じて提出を求めるもの

(2) 実行委員会は、出店の申請をした者の中から「7 出店者の条件」の規定に基づき審査を行うとともに、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めたものを出店者として選定する。

なお、実行委員会は選定の結果に関係なく申請書及び添付書類を返却しないものとする。

6 出店許可証の交付

実行委員会は、選定された出店者に対して、出店許可証(様式第5号)を交付するものとする。

7 出店者の条件

出店を申請できる者は、次に定める条件を全て満たすものとする。

- (1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業について、当該許可又は登録を受けていること。
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者ではないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生、再生手続き中の者ではないこと。
- (4) 桶川市暴力団排除条例(平成24年桶川市条例第21号)(以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団又は、条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)ではないこと。
- (5) 販売員として、暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。
- (6) 禁固刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留または起訴された者で判決が確定していない者ではないこと。
- (7) 有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者ではないこと。
- (8) 銀行取引停止処分を受けてないこと。
- (9) 税金を滞納していないこと。(猶予を受けている場合を除く)
- (10) 実行委員会が出店要件を確認するため、関係機関から情報提供を受ける場合があることを承諾すること。

8 販売品目

売店等において販売する品目については、次に定めるものとする。

- (1) 観光物産品
- (2) スポーツ用品の販売
- (3) ねんりんピックに関連するもの
- (4) 飲食物
- (5) その他実行委員会が必要又は適当と認めるもの

9 保健所への届出

臨時出店届出については、選定後に実行委員会が取りまとめて保健所に提出する。

ただし、キッチンカーを出店する者については、埼玉県から発行されたキッチンカーの営業許可書(有効期間内のもの)を実行委員会に提出するものとする。

10 売店等監督員

実行委員会は、円滑な運営を図るため、売店等監督員を置き、売店等の管理運営について監督するものとする。

11 売店等責任者

- (1) 出店者は、販売員の中から売店等責任者を定め、売店等の設置期間中、当該売店等に常駐させるものとする。
- (2) 売店等責任者は、当該売店等の管理運営について販売員等を指揮監督し、販売等が適切に行われるよう努めるとともに、売店等監督員の指示があった場合にはこれに従うものとする。
- (3) 食品を取り扱う売店等責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し販売員の指導に努めなければならない。

12 遵守事項

出店者、売店等責任者及びその販売員等は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する「出店許可証」を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 食品衛生法の許可を要する営業にあたっては、その許可証等を店頭に掲示すること。
- (3) 売店等責任者及び販売員は実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること
- (4) 販売員の変更、追加、削除があった場合は、実行委員会に報告すること。

なお、変更、追加の報告の際は、当該販売員の本人確認書類を添付すること。

- (5) 食品関係の売店は、食品衛生関係法令等の基準に従い、適切な陳列及び保管に努め、容器包装等による汚染防止、直射日光を避ける等、食中毒防止のために必要な措置を講じること。
- (6) アレルゲン表示を適切に行うこと。
- (7) 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めるとともに、消火器を設置すること。
- (6) 販売品等の搬入、陳列、搬出及び販売は、大会運営に支障をきたさないよう、指定された時間内に行うこと。
- (7) 販売品等の搬入、搬出または販売に使用する車両は、指定された場所に駐車すること。
- (8) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (9) 売店及びその周辺の清掃は、各出店者の責任のもとに行い、その日に発生したごみ等はその日のうちに、各自で搬出处分し、環境美化に努めること。
- (10) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切丁寧な対応を心掛けること。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出した場合は、その指示に従うこと。
- (12) その他、関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店等監督員の指示に従うこと。

1.3 禁止行為

売店等において次に定める事項を禁止する。

- (1) 第三者に対し、出店者の権利を譲渡し、若しくは転貸し、又は売店等の管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外において、立ち売り又は呼び込み販売若しくは飲食物の調理・加工を行うこと。
- (4) アルコール飲料及び許可された品目以外の商品を販売すること。(実行委員会が観光物産品として認めた場合は除く。)
- (5) 拡声器又は音響機器類を使用すること。
- (6) 売店等用に設置されたもの以外の会場の附帯設備(電源・水道等)を使用すること。(実行委員会が特に認めた場合を除く。)
- (7) 火気を使用すること。(実行委員会が特に認めた場合を除く。)
- (8) その他、大会の運営に支障をきたすような行為をすること。

1 4 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任で行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は責任を負わないものとする。

1 5 事故等の発生時の対応

売店において、事件、事故等が発生したときは、売店等責任者は初期対応にあたり実行委員会に報告し、その指示に従うものとする。

また、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店等責任者は直ちに実行委員会に報告するとともに、その指示に従うものとする。

1 6 出店の停止

実行委員会は、出店者（販売員等を含む）が関係法令等及び本要項に違反したと認めるときは、出店を停止することができる。

なお、出店の停止により出店者に損害等が生じることがあっても、実行委員会はその責任を負わないものとする。

1 7 原状回復

出店者又は売店等責任者は、売店等の設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復した後、売店等監督員の検査を受けなければならない。

1 8 損害賠償

出店者、売店等責任者及び販売員は、故意又は過失により、会場内の施設、他の出店者または第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。

1 9 補填及び補償

(1) 出店者は、当初見込む収益が得られなかった場合でも、その損害の補填を実行委員会に請求することはできない。

(2) 出店者は、天候不良（自然災害、感染症の拡大被害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

2 0 個人情報の取扱い

申請等に係る個人情報は、実行委員会が売店等の設置運営のために使用するものとし、その他の目的には使用しない。

2 1 疑義の協議

この要項に疑義が生じたときまたは定めのない事項については、実行委員会と出店者が協議のうえ信義誠実に対応するものとする。

2 2 その他

この要項に定めるもののほか必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要項は、議決日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま 2026
桶川市実行委員会
会長 小野 克典

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

売店等出店申請書

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 において、桶川市実行委員会が運営する会場内に、売店等を出店したいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

出店期間 令和 年 月 日 () ~ 月 日 () 日間

○ 添付書類

- 出店概要書 (様式第 2 号)
- 売店従事者及び搬入搬出車両等予定表 (様式第 3 号)
- 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- 出店責任者及び販売員の本人確認書類
- その他、実行委員会で必要に応じて提出を求めるもの
(例)
 - 販売する際に必要な資格や免許に関する書類
(営業許可証、食品衛生責任者証等)
 - 食品賠償保険、生産物賠償責任保険 (PL 保険) などに関する書類
 - 車両とナンバープレートが確認できる写真
 - 車両設備図 (キッチンカー)
 - 車検証及び運転者の免許証等 (キッチンカー)
 - 過去出店している様子がわかる写真 (実績がある場合)

(表)

様式第 2 号

出 店 概 要 書

(ふ り が な) 商 号 又 は 名 称			
(ふ り が な) 代 表 者 氏 名			
代 表 者 生 年 月 日	年	月	日
所 在 地	〒		
連 絡 先	【電 話】		
	【F A X】		
	【E-mail】		
出 店 責 任 者	【氏 名】		
	【携帯電話】		
業 種			
主 要 取 扱 品 目 (該 当 品 目 を ○ で 囲 ん で く だ さい 。 複 数 あ る 場 合 は 、 す べ て 記 入 し て く だ さい 。)	ス ポー ツ 用 品 ・ ね ん り ん ピ ッ ク 関 連 グ ッ ズ ・ 観 光 物 産 品 ・ 飲 食 物 (製 造 加 工 品) ・ 飲 食 物 (現 場 調 理 品) そ の 他 ()		
過 去 1 年 間 の 出 店 実 績 (写 真 等 が あ れ ば 添 付 し て く だ さい 。)			
営 業 開 始 年 月 日	年	月	日 従 業 員 数 人
営 業 に 関 し て 取 得 し た 許 可 等 の 種 類 (許 可 証 等 の 写 し を 添 付 し て く だ さい 。)	種 類	番 号	取 得 年 月 日 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
過 去 1 年 間 に 申 込 業 種 に つ い て 行 政 処 分 歴 の 有 無	有 ・ 無	賠 償 保 険 加 入 の 有 無	有 ・ 無

様式第2号

設営持込備品一覧（実行委員会備品以外）

備品名	規格等	持込目的

例：ポータブルバッテリー、発電機、プロパンガス等

販売商品

NO	商品名	種別	販売価格	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※商品名には、具体的な商品名を記入すること。

※種別欄には「菓子」、「スポーツ用品」等の商品の内容が分かるように記入すること。

※「ねんりんピック彩の国さいたま2026」の趣旨にそぐわない商品をご遠慮いただくことがあります。

様式第 3 号

売店従事者及び搬入搬出車両等予定表

【商号又は名称： 】

1 売店従事者名簿

従業日	売店等責任者	販売員	販売員	販売員
11月8日				
11月9日				

※ 売店責任者及び販売員にはふりがなを記入してください。

※ 売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証等顔写真が貼付された公的機関が発行したものの写し）を添付してください。

2 搬入搬出用車両等予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※ 搬入搬出用車両等にはキッチンカーを含みます。

※ 車両の種類は「2トントラック」「軽トラック」などを記入してください。

※ 搬入搬出のみで駐車不要の場合は「駐車場使用」は無に○をつけてください。

※ 駐車車両は原則1台となります。

様式第4号

令和 年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市実行委員会
会長 小野 克典

所在地 _____

名 称 _____

代表者名 _____

誓約書兼承諾書

ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会が運営する会場内への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。

また、誓約内容の確認のため、ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の出店にあたり、「ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市売店等設置要項」を遵守します。
- 2 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない者ではありません
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正・再生手続中の者ではありません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「法」という。）第2条第1号及び桶川市暴力団排除条例（平成24年桶川市条例第21号）（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は、法第2条第6号及び条例第2条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではありません。
- 5 販売員として、暴力団員等を使用し、又は雇用していません。
- 6 禁固刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留または起訴された者で判決が確定していない者ではありません。

- 7 有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者ではありません。
- 8 銀行取引停止処分を受けてはおりません。
- 9 申込業種について、過去1年以内に行政処分を受けてはおりません。
- 10 税金を滞納していません。(猶予を受けている場合を除く)

(連絡担当者)

担当者所属 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____

様

ねんりんピック彩の国さいたま 2026
 桶川市実行委員会
 会長 小野 克典

出店許可証

ねんりんピック彩の国さいたま 2026 桶川市実行委員会が運営する会場内において、売店等の設置を下記のとおり許可します。

記

1 承認番号	
2 出店期間	令和 年 月 日 () ~ 月 日 () 日間
3 出店場所	
4 出店業種 及び品目	
5 遵守事項	<p>(1) 本許可証を売店内に掲示すること。 (2) 従業員の服装は清潔なものとする事。 (3) 販売商品の搬入搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、定められた時間内に行うこと。 (4) ねんりんピック彩の国さいたま 2026 桶川市交流大会売店等設置要項を遵守すること。 (5) 要項の禁止事項に抵触しないこと。</p>
6 留意事項	<p>(1) 出店終了後には販売報告書(様式第 6 号)を提出すること。 (2) その他実行委員会から資料の提出を求められた時には作成して提出すること</p>

様式第6号

年 月 日

ねんりんピック彩の国さいたま2026
桶川市実行委員会
会長 小野 克典

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

販売報告書

ねんりんピック彩の国さいたま2026桶川市実行委員会が運営する会場内における販売等が終了しましたので、次のとおり報告します。

記

1 出店期間	令和 年 月 日 () ~ 月 日 () 日間
2 売上金額	円
3 販売内訳	



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」